

たき火を実施する場合は 消防署への届出が必要です

「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」に、
「たき火」が含まれます。

「たき火」を行う場合は、
管轄の消防署・分署・出張所への届出が必要です。
消防によるたき火箇所の把握と消火準備等の指導を行います。

たき火に該当すると考えられる行為イメージ(届出が必要)



たき火に該当しないと考えられる行為イメージ(届出は不要)

